

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

笠原菖蒲線	路線名
久喜市菖蒲町小林字小下前二二〇九番一 地先から同市菖蒲町小林字小下前二二〇九番一 地先まで	供用開始の区間
令和元年七月十六日	供用開始の期日
令和元年七月十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 四・八〇メートル	備考